

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;"><b>第 29 類</b> <b>有機化学品</b> (省略)</p> <p style="text-align: center;">種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 (省略)</p> <p>II. 1971年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">Name</th> <th style="width: 15%;">HS subheading</th> <th style="width: 15%;">CAS No.</th> <th style="width: 10%;">Convention</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Schedule</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><i>Δ</i>-9-Tetrahydrocannabinol      <u>2932.95</u>      1972-08-3      2</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	Name	HS subheading	CAS No.	Convention				Schedule				No.	<p style="text-align: center;"><b>第 29 類</b> <b>有機化学品</b> (同左)</p> <p style="text-align: center;">種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 (同左)</p> <p>II. 1971年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">Name</th> <th style="width: 15%;">HS subheading</th> <th style="width: 15%;">CAS No.</th> <th style="width: 10%;">Convention</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Schedule</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p><i>Δ</i>-9-Tetrahydrocannabinol      <u>2932.99</u>      1972-08-3      2</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>	Name	HS subheading	CAS No.	Convention				Schedule				No.
Name	HS subheading	CAS No.	Convention																						
			Schedule																						
			No.																						
Name	HS subheading	CAS No.	Convention																						
			Schedule																						
			No.																						
<p><b>36.04 花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品</b> (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 写真用のせん光材料 (37.07)</p> <p>(b) 化学ルミネセンス現象によって照明効果を生じる製品 (38.24)</p> <p>(c) ピストン式圧縮点火内燃機関の始動及び<u>びょう</u>打ち工具に使用する爆薬入りの空包 (93.06)</p>	<p><b>36.04 花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品</b> (同左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 写真用のせん光材料 (37.07)</p> <p>(b) 化学ルミネセンス現象によって照明効果を生じる製品 (38.24)</p> <p>(c) ピストン式圧縮点火内燃機関の始動及び<u>ベッド</u>工具に使用する爆薬入りの空包 (93.06) 。</p>																								
<p><b>70.07 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）</b> (省略)</p> <p>これらのガラスは、自動車の<u>フロント</u>ガラス及び窓、戸用、舷窓用、作業者又はドライバーの保護用眼鏡用、ガスマスク又は潜水帽のレンズ用に供される。また、防弾ガラスも合わせガラスの特殊な種類のものである。 (省略)</p>	<p><b>70.07 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）</b> (同左)</p> <p>これらのガラスは、自動車の<u>風防</u>ガラス及び窓、戸用、舷窓用、作業者又はドライバーの保護用眼鏡用、ガスマスク又は潜水帽のレンズ用に供される。また、防弾ガラスも合わせガラスの特殊な種類のものである。 (同左)</p>																								
<p><b>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化</b></p>	<p><b>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化</b></p>																								

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）</b>                      （省略）</p> <p>この項のエアコンディショナーは、構造上の観点から、空気を循環させる動力駆動式のファン又は送風機のほかに少なくとも次の中のいずれか一つを自蔵していなければならない。</p> <p>空気加熱装置（温水、蒸気若しくは加熱空気を通す配管又は電気抵抗器等により加熱される。）及び空気加湿装置（通常、水の散布器から成る。）若しくは除湿装置</p> <p>又は冷却水コイル若しくは冷凍機械を構成する蒸発器（空気の温度を変化させると同時に、凝縮により湿度も変化させるもの）</p> <p>又は空気湿度を変化させるための独立した装置を有するその他の冷却機構</p> <p><u>上記の除湿装置には、吸収材の吸湿性を利用するものもある。</u></p> <p>この項に属するのは、特に、可逆式ヒートポンプで、冷却加熱サイクルの切替用バルブを取り付けた単一の装置により、家屋を暖房及び冷房する両機能を果たすように設計されたものである。冷房サイクルでは、切替バルブにより、高温高圧の蒸気が室外側コイルに流れ、そこで凝縮中に出された熱が外気に送風される。そして、圧縮された冷媒が室内側コイルに流れ込み、そこで冷媒が気化して熱を吸収し、空気を冷却し、その空気が送風機により家屋の方々に送り込まれる。暖房サイクルでは、冷却加熱サイクルの切替用バルブの切替えによって冷媒の流れを逆転し、家屋内に熱が出される。</p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p>	<p><b>させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）</b>                      （同左）</p> <p>この項のエアコンディショナーは、構造上の観点から、空気を循環させる動力駆動式のファン又は送風機のほかに少なくとも次の中のいずれか一つを自蔵していなければならない。</p> <p>空気加熱装置（温水、蒸気若しくは加熱空気を通す配管又は電気抵抗器等により加熱される。）及び空気加湿装置（通常、水の散布器から成る。）若しくは除湿装置</p> <p>又は冷却水コイル若しくは冷凍機械を構成する蒸発器（空気の温度を変化させると同時に、凝縮により湿度も変化させるもの）</p> <p>又は空気湿度を変化させるための独立した装置を有するその他の冷却機構</p> <p>（新規）</p> <p>この項に属するのは、特に、可逆式ヒートポンプで、冷却加熱サイクルの切替用バルブを取り付けた単一の装置により、家屋を暖房及び冷房する両機能を果たすように設計されたものである。冷房サイクルでは、切替バルブにより、高温高圧の蒸気が室外側コイルに流れ、そこで凝縮中に出された熱が外気に送風される。そして、圧縮された冷媒が室内側コイルに流れ込み、そこで冷媒が気化して熱を吸収し、空気を冷却し、その空気が送風機により家屋の方々に送り込まれる。暖房サイクルでは、冷却加熱サイクルの切替用バルブの切替えによって冷媒の流れを逆転し、家屋内に熱が出される。</p> <p><u>ある型式のものでは、吸収性物質の吸湿性を利用して除湿するものがある。</u></p> <p>（同左）</p>
<p><b>84.26 デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック</b></p> <p>（省略）</p> <p>* * *</p> <p>この項には、持上げ用又は荷扱い用の機械で、一般にプーリー（滑車）、</p>	<p><b>84.26 デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック</b></p> <p>（同左）</p> <p>* * *</p> <p>この項には、しばしば持上げ用又は荷扱い用の機械で、一般にプーリー</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ウインチ又はジャッキ装置をもととしたものであって、<u>しばしば</u>静的な鉄鋼製構造物の部分の占める割合が大きいものを含む。</p> <p>これらの静的な構造物構成要素（例えば、クレーン柱脚及びガントリー（構台））は、これが多少とも完成した荷扱い用機械の部分品として提示されれば、この項に属する。</p> <p>それが単独に提示される場合にあつては、機器の完成品の可動部分の作動に不可欠な機構部分（車輪、ローラー、滑車、走行用レール、ガイドレール等）を取り付けてあるか又は取り付けるように設計されている場合には、84.31 項に属し、そのほかの場合には、これらの構造物の構成要素は、73.08 項に属する。</p> <p>この項には、次の<u>物品</u>を含む。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>（滑車）、ウインチ又はジャッキ装置をもととしたものであって、静的な鉄鋼製構造物の部分の占める割合が大きいものを含む。</p> <p>これらの静的な構造物構成要素（例えば、クレーン柱脚及びガントリー（構台））は、これが多少とも完成した荷扱い用機械の部分品として提示されれば、この項に属する。</p> <p>それが単独に提示される場合にあつては、機器の完成品の可動部分の作動に不可欠な機構部分（車輪、ローラー、滑車、走行用レール、ガイドレール等）を取り付けてあるか又は取り付けるように設計されている場合には、84.31 項に属し、そのほかの場合には、これらの構造物の構成要素は、73.08 項に属する。</p> <p>この項には、次の<u>部品</u>を含む。</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p>
<p><b>87.06 原動機付きシャシ（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）</b></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>ただし、この項に属するシャシは、ボンネット（フード）、<u>フロントガラス</u>、泥よけ、歩み板及びダッシュボード（計器を装備してあるかないかを問わない。）を取り付けたものである。シャシはまた、タイヤ、気化器又は蓄電池その他の電気機器を取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。ただし、もしシャシが完成した又は実質的に完全なトラクターその他の車両である場合には、当該シャシはこの項には属しない。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p><b>87.06 原動機付きシャシ（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）</b></p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p>ただし、この項に属するシャシは、ボンネット（フード）、<u>ウインドスクリーン（ウインドシールド）</u>、泥よけ、歩み板及びダッシュボード（計器を装備してあるかないかを問わない。）を取り付けたものである。シャシはまた、タイヤ、気化器又は蓄電池その他の電気機器を取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。ただし、もしシャシが完成した又は実質的に完全なトラクターその他の車両である場合には、当該シャシはこの項には属しない。</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p>
<p><b>87.14 部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限る。）</b></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項の部分品及び附属品には、次のような物品を含む。</p> <p>(1) ～ (21) （省略）</p> <p>(22) <u>フロントガラス</u></p> <p>(23) ～ (25) （省略）</p>	<p><b>87.14 部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限る。）</b></p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p>この項の部分品及び附属品には、次のような物品を含む。</p> <p>(1) ～ (21) （同左）</p> <p>(22) <u>前面の風よけ（ウインドシールド）</u></p> <p>(23) ～ (25) （同左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p align="center"><b>第 90 類</b></p> <p align="center"><b>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</b></p>	<p align="center"><b>第 90 類</b></p> <p align="center"><b>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</b></p>
<p>注</p>	<p>注</p>
<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ～ (f) (省略)</p> <p>(g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、<u>計算機（第 84.70 項参照）、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</u></p> <p>(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、<u>光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第 85.36 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル</u></p> <p>(ij) ～ (n) (省略)</p> <p align="right">(省略)</p>	<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ～ (f) (同左)</p> <p>(g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、<u>計算機（第 84.70 項参照）並びに第 84.81 項の弁その他の物品</u></p> <p>(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、<u>光ファイバー、光ファイバーの束及び光ケーブル用の接続用機器（第 85.36 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル</u></p> <p>(ij) ～ (n) (同左)</p> <p align="right">(同左)</p>
<p><b>90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム</b></p>	<p><b>90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム</b></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>この項には、次のような物品を含む。</p> <p>(1) ～ (32) (省略)</p> <p><u>(33) 臨床検査室で用いられる機器で、体外診断試験用のもの</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>この項には、次のような物品を含む。</p> <p>(1) ～ (32) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(同左)</p>
<p><b>90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機</b></p> <p>(省略)</p> <p>号の解説</p> <p>9031.41</p> <p><u>この号には、集積回路の検査用の光学機器及び集積回路の製造に用いられるフォトマスク又はレチクルの検査用の光学機器を含む。</u></p> <p>9031.49</p> <p>(省略)</p>	<p><b>90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機</b></p> <p>(同左)</p> <p>号の解説</p> <p>9031.41</p> <p>この号には、集積回路の検査用の光学機器を含む。</p> <p>9031.49</p> <p>(同左)</p>